第十九条の四十四第二項中「検査対象船舶」の下に「（次項に規定するものを除く。）」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　検査対象船舶（有害水バラスト処理設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべきものに限る。）は、有効な国際海洋汚染等防止証書の交付を受けているものでなければ、一の国の内水、領海若しくは排他的経済水域又は公海における航海以外の航海に従事させてはならない。

第十九条の四十六第二項中「第五十一条の三第一項第八号」を「第五十一条の三第一項第十号」に改める。

第十九条の四十八第二項中「保全等」の下に「（有害水バラストの排出に係る湖沼等の環境の保全を含む。次項、第四十七条第一項及び第二項並びに第六十五条第三項において同じ。）」を加える。

第十九条の四十九第一項中「海洋汚染防止設備」の下に「（有害水バラスト処理設備を除く。次項において同じ。）」を加え、「以下この条」を「次項」に改める。

第十九条の五十中「、外国船舶」の下に「（湖沼等において航行の用に供する日本船舶以外の船舶を含む。以下この条及び第六十五条第一項第一号において同じ。）」を加える。

第十九条の五十一第二項中「有害液体物質」の下に「、有害水バラスト」を加える。

第十九条の五十二第一項中「海洋汚染防止設備等」の下に「（有害水バラスト処理設備を除く。次条第一項において同じ。）」を、「海洋汚染防止緊急措置手引書等」の下に「（有害水バラスト汚染防止措置手引書を除く。同項において同じ。）」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「受けた海洋汚染防止条約証書」の下に「、船舶バラスト水規制管理条約証書」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　検査対象船舶である日本船舶の船舶所有者又は船長は、船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府から船舶バラスト水規制管理条約証書（船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府が船舶バラスト水規制管理条約に定める証書として交付する書面であつて、当該船舶の有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書が船舶バラスト水規制管理条約に定める基準に適合していることを証するものをいう。第四項において同じ。）の交付を受けようとする場合には、日本の領事官を通じて申請しなければならない。

第十九条の五十三中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府から当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の船舶（第十九条の五十ただし書に規定する外国船舶を除く。）について国際海洋汚染等防止証書（有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書に係るものに限る。以下この項において同じ。）に相当する証書を交付することの要請があつた場合には、当該船舶に設置されている有害水バラスト処理設備及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている有害水バラスト汚染防止措置手引書について、第十九条の三十六の検査に相当する検査を行うものとし、その検査の結果、当該有害水バラスト処理設備及び当該有害水バラスト汚染防止措置手引書が技術基準に適合すると認めるときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、国際海洋汚染等防止証書に相当する証書を交付するものとする。

第四十七条第一項中「海洋汚染等」の下に「（船舶類からの排出が行われた有害水バラストによる湖沼等の汚染を含む。次項及び第四十九条の二から第五十一条の二までにおいて同じ。）」を加え、同条第三項中「又は廃棄物」を「、廃棄物又は有害水バラスト」に改め、「周辺海域」の下に「（有害水バラストの排出に係るものである場合にあつては、当該漁場の周辺の湖沼等を含む。）」を加える。

第四十八条第十項中「第五項から第八項まで」を「第六項から第十項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「船舶発生廃棄物記録簿」の下に「、有害水バラスト記録簿」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四項を第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、有害水バラスト処理設備製造者等の工場、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第四十八条第三項中「又は廃棄物」を「、廃棄物又は有害水バラスト」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、有害水バラスト処理設備製造者等に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

第四十九条中「前条第七項」を「前条第九項」に改め、「船舶発生廃棄物記録簿」の下に「、水バラスト記録簿」を加える。

第四十九条の二中「若しくは廃棄物」を「、廃棄物若しくは有害水バラスト」に改める。

第五十一条中「及び廃棄物」を「、廃棄物及び有害水バラスト」に改める。

第五十一条の三第一項中第十一号を第十三号とし、第三号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三　第十七条の二第二項第一号（第十七条の六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の確認（第十七条の二第三項（第十七条の六において準用する場合を含む。）に規定する第十七条の二第二項第一号の確認に相当する確認を含む。）を受けようとする者

四　第十七条の七第一項の規定による指定を受けようとする者

第五十一条の三第二項ただし書中「登録」の下に「、指定」を加える。

第五十五条第一項中第十五号を第十六号とし、第六号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　第十七条第一項（第十七条の六において準用する場合を含む。）の規定に違反して、有害水バラストの排出を行つた者

第五十五条第二項中「又は第六号」を「、第六号又は第七号」に改める。

第五十五条の二第五号中「第三項」を「第四項」に改め、「国際航海」の下に「若しくは一の国の内水、領海若しくは排他的経済水域若しくは公海における航海以外の航海」を加える。

第五十六条中第十二号を第十四号とし、第三号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三　第十七条第三項（第十七条の六において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣が付し、又は変更した条件に違反して有害水バラストの排出を行つた者

四　第十七条の八第二項の規定に違反して書面を交付した者

第五十七条第二号中「第十条の三第一項」の下に「、第十七条の三第一項（第十七条の六において準用する場合を含む。）」を加える。

第五十八条第二号中「第十六条第一項若しくは第三項」の下に「、第十七条の四第一項、第三項若しくは第四項（これらの規定を第十七条の六において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第十六条第二項」の下に「、第十七条の四第二項（第十七条の六において準用する場合を含む。）」を加え、「又は廃棄物処理記録簿」を「、廃棄物処理記録簿又は水バラスト記録簿」に改め、同条第十八号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第十九号中「第四十八条第五項から第八項まで」を「第四十八条第六項から第十項まで」に、「若しくは第七項」を「、第八項若しくは第九項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（次条第一項において「船舶バラスト水規制管理条約」という。）が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第八条の規定　公布の日

二　附則第三条から第七条までの規定　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の政令で定める日